

第6期大田原市障害者福祉計画 第7期大田原市障害福祉計画 第3期大田原市障害児福祉計画

概要版



計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質及び量の確保並びに向上を図るための様々な環境整備が進められています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していきます。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築し、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するため、「第6期大田原市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

計画の期間

「第6期大田原市障害者福祉計画」の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期大田原市障害福祉計画」、「第3期大田原市障害児福祉計画」の期間については、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。





基本理念

「福祉のまちおおたわら」

～障害のある人もない人も共に生きる～

障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的である旨を規定しています。

本計画は、共生社会の実現への思いを込めて、第5期計画を継承し、「福祉のまちおおたわら～障害のある人もない人も共に生きる～」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていきます。

計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の6つの基本目標に基づき、施策を展開します。

| | |
|--|---------------------------|
| 基本目標 1 | 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現 |
| 地域共生社会の実現に向け、障害のある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を推進するとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護支援の推進を図ります。 | |
| 基本目標 2 | 地域での暮らしを支える生活支援の充実 |
| 障害のある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。 | |
| 基本目標 3 | 保健・医療の充実 |
| 障害のある人が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。 | |
| 基本目標 4 | 障害のある児童への支援の充実 |
| 障害などにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていきけるよう障害児の支援体制の充実を図ります。 | |
| 基本目標 5 | 社会参加の促進 |
| 障害のある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の促進を図ります。 また、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動支援や情報提供等の充実に努めます。 | |
| 基本目標 6 | 安全・安心な暮らしの確保 |
| 障害のある人が地域で安全かつ快適に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を推進します。 また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。 | |



第6期大田原市障害者福祉計画の施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の方向》

福祉のまちおおたわら〜障害のある人もない人も共に生きる〜

1. 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (3) 虐待防止の推進
- (4) 福祉教育の充実と交流機会の推進
- (5) 地域福祉活動の促進

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 生活を支えるサービスの充実
- (6) 福祉人材の養成・確保

3. 保健・医療の充実

- (1) 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 精神保健福祉施策の充実
- (3) 様々な障害特性への支援

4. 障害のある児童への支援の充実

- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 教育の充実

5. 社会参加の促進

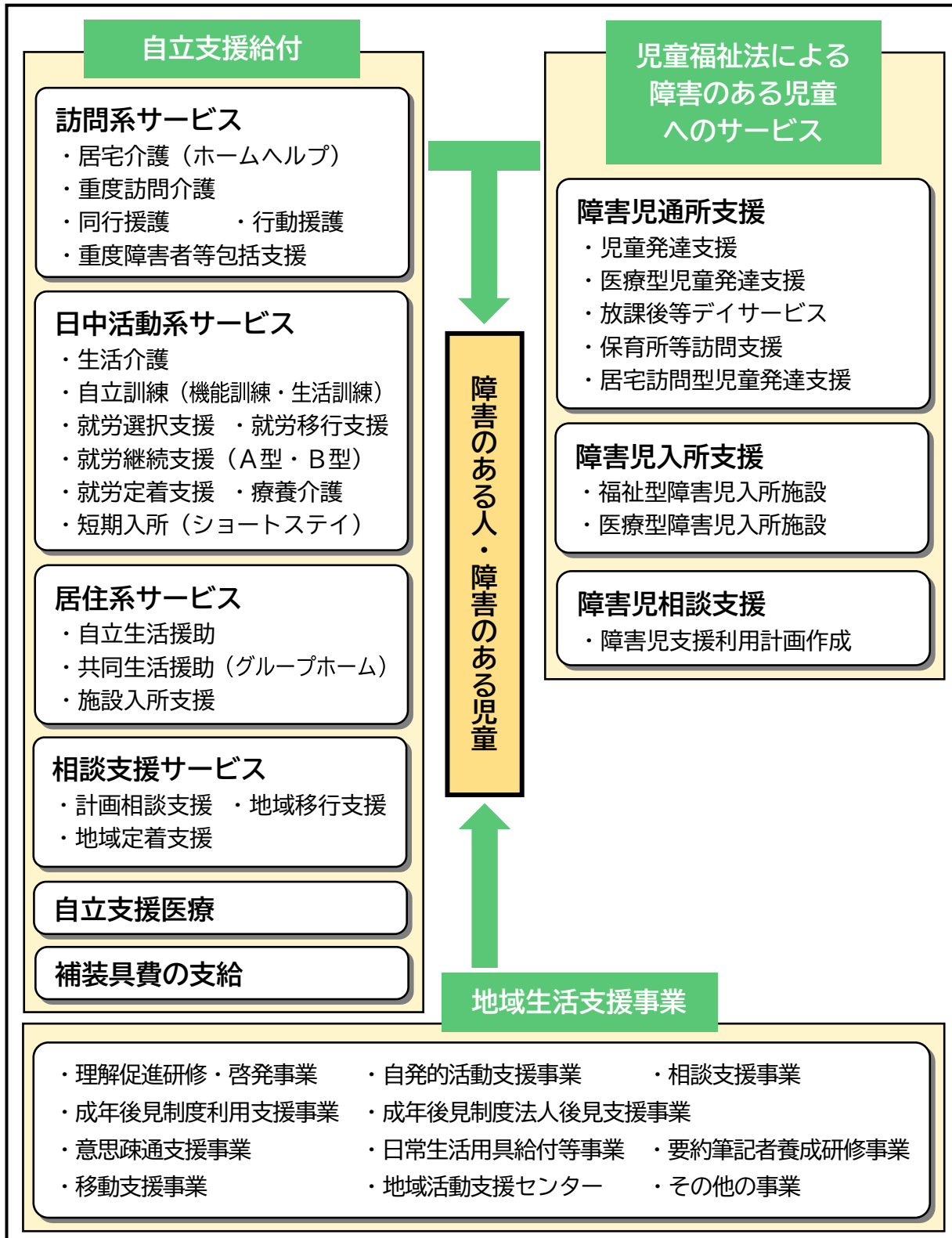
- (1) 雇用・就労の充実
- (2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

6. 安全・安心な暮らしの確保

- (1) バリアフリーの推進
- (2) 防災・防犯対策の推進



第7期大田原市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る障害福祉サービス等の体系



第6期大田原市障害者福祉計画・
 第7期大田原市障害福祉計画・第3期大田原市障害児福祉計画【概要版】
 発行年月：令和6年3月 発行・編集：大田原市保健福祉部福祉課
 〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号 TEL：0287-23-8954